

在庫有2|についての意見書

平成15年12月15日

岡本会計事務所

税理士 岡本 修司

- 一、 事務管理の流れと、CPU システムの関係について
- 二、 在庫有2|の作成過程について
- 三、 その正確性について
- 四、 本社と鹿児島営業所間の関係について
- 五、 結びとして
(厳然たる事実を厳肅に受けとめよ！)

在庫有2]についての意見書

一、 事務管理の流れと CPU システムの関係について

(株)■■■■の事務管理部門は大きく分けて、営業部の販売管理（納品書の発行、月次請求書の発行、売掛入金管理、売掛金残高確認、請求書の発行等）と、購買部の仕入管理と在庫管理（販売、購買、在庫の連動システムの管理支払、残高確認等）からなる業務会計と純粋に会計仕訳からなる財務会計とから構成されている。経理部は、2つの業務をこなしてきた。

業務会計は、販売、購買、在庫を一元的に管理する為に、コンピューターにより基本的に三位一体のパッケージソフトを採用したものである。

これにより、(株)■■■■の事務管理は基本的に正しい流れとなり、以後大きな問題もなく、企業の実体をつかむ事ができる事で、経営に貢献してきたのである。

以上の業務会計を中心に、もう少し詳細に述べることにする。

1、 商品の仕入時

国内仕入は、納入先による納品書で在庫インプットをする。入力項目は、商品名、数量、単価である。

これについては、本社も発生するし、鹿児島も発生する。

輸入仕入については、■■■■海運(株)からの送り状というもの（コンテナ運転手が持ってくる用紙）を、在庫インプット票として使っている。

これには、2つあって、決裁後（円レートの決定）入荷したものには、単価が記入されているので、それについては商品名、数量、単価を入力していた。

もう1つは、決裁前の送り状であるが、これについては、決裁をまって単価が社長から記入されてから、在庫インプットを入力していた。

輸入仕入は、本社のみ仕入である。鹿児島は、売上が立つのみであり、輸入の仕入はつけかえてなかった。

在庫の返品は、めったになかったが、あった時は、在庫のマイナスインプットを堀川氏が入力していた。輸入品には、不良品による返品が時には見られたが、それも堀川氏がパソコンに入力していたようである。

仕入による在庫インプットは、在庫上はプラスになり、返品はマイナスになる。

入力は毎日やっていた。

2、 商品の売上時

得意先より注文があり、商品が出荷される時は、売上納品伝票を発行する。売上

インプットは、得意先名、商品名、数量、単価を入力する。販売、購買、在庫システムは、連動しているので売上が立つことによって在庫は数量が減ることになる。返品については、マイナス売上になり、ケースバイケースであるが、不良品等による場合は原則 B 級品になる。B 級品として在庫上単価構成することになる。

不良品ではなく新品のまま返品された時は、時として A 級品に入ることもあった。その時は、そのままの単価。

輸入商品を鹿児島営業所が得意先から注文があった時は、本社はその分の発送をすることになるが、得意先コードを鹿児島の得意先コードに入力することで、売上 0 として出庫されることになる。

従って、本社の売上ではなく、鹿児島だけの売上になる。鹿児島は、売上納品書をつけて得意先に送付していた。

売上入力も、毎日パソコン入力をしてきた。

得意先の入金情報も、入金表により、小切手、振込、受取手形等により、得意先コードに毎日入力していた。

これによって、月末には確定した段階で月末売掛金一覧表（月末売上一覧表）をアウトプットし、売掛金を残高照合していた。

現金売上については、現金売上コードを使い、売上処理をしていた。

それによって、売掛金の残高が合致するものである。

二、在庫有 2の作成過程について

以上、一に於て、事務管理の流れで述べた様に、仕入インプット、販売インプット、そして、その連動したのものとして、在庫管理表である在庫有 1と在庫有 2とが、日々管理され、アウトプットとしては月末に月末締めのために、整理された後必ずアウトプットされていたものである。

在庫有 1と在庫有 2とは、そもそも数量に於て、全く同じものであるが、社長が経営上の戦略の為に単価をかえて打ち出していたものである。原価のより正確な把握の為に、当初在庫有 2として、準仕入単価（仕入米ドル単価×換算レート）+消費税でつかまえていたが、（社長の単純な考え方にもとづいて、 氏に指示し、入力していたもの）、社長が後になって、準仕入単価（仕入米ドル単価×換算レート）+税関費用（検査費用、通関費用）とドレイ費用（コンテナ運送として株ワカミヤ本社までの運送費用）を入れるべきと考えるに及び、在庫有 1を別に作らせ社長にとって、在庫単価がより正しいと思われていた、在庫有 1を毎月末で、鹿児島営業所の 所長宛てにファックスしていたようである。

いずれにしても、在庫有 2も在庫有 1も数量は同じであり、変わらない。しかし、単価が若干ちがうだけである。単価に於て、在庫有 2がほぼ正しいと思われるのは、準仕入単価+消費税としているが、本来棚卸在庫に消費税を入れるのは、正しくないとしても、ドレイ料金はこれに入っておらずむしろ消費税よりもドレイ料金の方

が多い事を考えあわせると、**在庫有2**も**在庫有1**も大きな差はない事になる。

数量に於ては、絶対に違いはなく、毎日の在庫管理もこれをもって、実施していた事を思うと、動かしようのない事実である。

三、その正確性について

■■■■氏は、陳述書の中で3、の所で「本件火災直前の2月28日、私はその日までの入力作業を終え、2月末日現在の在庫表を作成し、**在庫有1** **在庫有2**をプリントアウトして、1のほうを鹿児島営業所の■■■■所長宛てに、ファックスしました。■■■■所長には、毎月末日に**在庫有1**をプリントアウトしてファックスしてあげていました。■■■■所長が、お客さんからの注文に応じる便宜のためです。この在庫表に記載されていた在庫商品は、2月28日時点の正しい在庫商品の数量を示しています。」とありのまま述べている点で、この在庫管理表が後々に於て作られたものではなく、日々の業務の中で実施されたそのものである事を物語るものであります。

さらに、■■■■氏は、陳述書の中で4、の所で「本件火災は、平成13年3月4日の日曜日の朝に起こったもので、最後の営業日は3月2日の金曜日となります。3月2日までの在庫情報は、私が全て在庫管理ソフトへ入力しています。したがって、3月2日時点における在庫表はほとんど正確に株■■■■の在庫商品の数量を示していると思います。ほとんど正確にというのは、伝票入力をしたが、コンテナから積み出して、倉庫へ搬入されていない商品があったからです。」と、事実を述べています。

以上、述べたように、実体としての在庫管理表があり、担当した入力事務担当の■■■■氏の誠実な、真実なコメントがある以上、動かしがたい事実として、在庫は実証されるものであります。

この正確性に異議を唱えるのであれば、まずこの事実たる在庫管理表と、それに係わった■■■■氏の誠実なコメントを反証せねばならないと存じます。

被告は、むやみやたら実体を知らないまま、推計と推論だけで論理展開されていますが、全くスジちがいである。

四、輸入仕入商品が鹿児島営業所で受注をとり、本社より得意先へ発送した時の本社と鹿児島営業所との関係

一の事務管理の流れとCPUシステムの関係でも述べた通り、本社では、販売、購買、在庫システムでは得意先を鹿児島コードを使うことで、本社では0売上になり、出庫だけになるシステムであった。

財務上、売上は、鹿児島で発生することになり、鹿児島では、納品売上傳票を起こしていた。財務上は、本社は仕入だけが累積することになり、鹿児島営業所は売上だけが累積することになっていた。

本支店の仕入の付けかえはしてなかった。

